

日本橋とやま館 デジタル複合機の調達業務に関するプロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、「日本橋とやま館 デジタル複合機の調達業務」の受託者を選定するために行う公募型プロポーザル(以下、プロポーザルという。)に関し、必要な事項を定めるものです。

2 概要

- (1) 業務名
日本橋とやま館 デジタル複合機の調達業務
- (2) 内容
現行の複合機、平均印刷枚数等の使用状況を参考に、最適な複合機および保守契約の提案を募ったうえで、機器導入を行う。配置する機器については別紙「仕様書」のとおりとする。
- (3) 契約期間
令和7年9月1日から令和12年8月31日(60箇月)
※終期は提案内容に応じて変更可

3 参加資格

次の条件のすべてを満たす者とします。

- (1) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること
- (2) 事業所の所在地については県内外を問わないが、必要に応じて作業報告、打ち合わせ等ができる体制がとれること
- (3) 国または地方公共団体の競争入札名簿に登録されていること、もしくは、国または地方公共団体への納入実績を有すること(参加資格の資格停止期間中のものは除く)
- (4) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと
- (5) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと
- (6) 次のいずれにも該当しないこと

ア 役員等(個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者

エ 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者

キ 参加者(参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者をいう。)が、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

ク 参加者が破産者で復権を得ないもの又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き中若しくは民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き中の者

ケ 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者

コ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者

サ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第5条第1項に規定する観察処分を受けている者

シ 国税及び地方税を滞納している者

ス 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 20 条第1項に規定する制限行為能力者(成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者)

セ 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

4 参加手続き

(1)プロポーザルへの参加申込み方法と提出期限

プロポーザルへの参加を希望される場合は、電子メールにより、参加申込書(様式第1号)及びその他の提出書類(5 企画提案書等の作成・提出を参照)を令和7年7月 31 日(木) 17 時まで一般財団法人富山会館担当者(以下、全て「10 提出・問い合わせ先」に同じ)に提出してください。

(2)質問及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、電子メールにより、質問書(様式任意)を令和7年7月 28 日(月)17 時まで提出してください。なお、質問に対する回答は随時、HP にて

ご案内します。

(3)受け付けない質問項目

- ア 評価基準の配点に関する質問
- イ 他の応募者に関する質問
- ウ その他プロポーザルに参加するものとして適切でない質問

(4)到達確認

- (1)、(2)、いずれも必ず電話にて到達の確認をしてください。

5 企画提案書等の作成・提出

本プロポーザルに申込をされる事業者は、電子メールにより、次の資料を提出してください。なお、必要に応じて追加資料を提出いただくこともあります。

(1)提出書類

①日本橋とやま館デジタル複合機調達業務 提案書

- ア 提案概要(使用状況等を踏まえ当該機器を提案する理由、提案者が直接賃貸できない場合はリース会社等)
- イ 調達に係るコスト説明(リース費用総額、毎月の支払額、保守点検費用など)
- ウ その他提案内容の補足情報(保守契約に含まれる消耗品の範囲など)

② 会社概要、組織体制及び類似業務の実績が分かるもの

※類似業務とは、複合機等のオフィス機器調達に係る業務を指します

③ 概算見積書

本業務を履行するための経費(契約期間全体)を積算し、見積書を提出すること。また、以下の金額をすべて含め、具体的な内訳が分かるようにすること。

ア 賃借料の総額(税抜)

イ 月額使用想定枚数より算出したモノクロ・カラーのコピー代 モノクロ・カラーの単価を定め、月額使用想定枚数を乗じた額(1円未満は切り捨て)(税抜)。なお、月額使用想定枚数は仕様書「4.提案機器(1)各事務所の使用状況等」のとおりとし、1カ月の最低保障枚数は設定しないものとする。また、単価に保守、消耗品費を含めること。

ウ 機器の導入撤去費用

④ 選定した複合機の性能等が分かる資料(製品カタログなど)

※①～④の様式については任意とします。

※見積額が安価な提案を行った者を、第一義的に採用するものではありません。

(2) 提出期限

令和7年7月 31 日(木) 17 時【必着】

※上記提出書類の差替え及び再提出は原則認めません。

(3) 提出場所

「10 提出・問い合わせ先」に同じ

(4) 提出方法

電子メール

(5) 注意事項

- ① 企画提案提出者1社につき1提案とします。
- ② 見積書の宛先は、「一般財団法人 富山会館」としてください。

6 企画提案書の審査方法

(1) 審査方法

書面審査により採用者を決定します。

(2) 審査基準

別紙「企画提案書の評価基準」

(3) 審査結果

後日、書面(電子メールへの添付)をもって通知するとともに、日本橋とやま館ホームページにおいて契約候補者等の名称を公表します。また、審査結果に対する異議申立てはできないものとします。

(4) その他

- ① 本企画提案の応募に係る経費はすべて提案者の負担となります。
- ② 提出された書類は返却いたしません。

7 契約の締結について

(1) 選定された業者との間で、仕様書に記した業務に係る契約(賃貸借・保守)を締結します。

(2) 契約の詳細については、仕様書に定めるもののほか、別途協議して決定します。

(3) 業務の実施に関する重要な事項については、その都度、日本橋とやま館の指示に従い、業務を遂行するものとします。

(4) 一般財団法人富山会館に対し物件を直接賃貸できない場合は、速やかにその旨を連絡したうえで、リース会社との2者契約または3者契約を締結できるものとします。

8 その他

(1)受託者は、当該事業を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、当該業務終了後も同様とします。

(2)必要に応じて、証拠書類等の提出を求める場合があります。

9 全体スケジュール

(1)プロポーザル公募開始	令和7年7月 23 日(水)
(2)質問受付締切	令和7年7月 28 日(月) 17 時
(2)プロポーザル企画提案書類提出締切	令和7年7月 31 日(木) 17 時
(3)審査結果通知、契約締結	令和7年8月1日(金) 以降

10 提出・問い合わせ先

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町1-11-2 二葉ビル2階

※受付時間は、10 時 30 分から 17 時まで

一般財団法人富山会館 担当:平岡、田村

TEL:03-6262-2723(直通)

FAX:03-6262-2724

メール: k-hiraoka@toyamakan.or.jp

y-tamura@toyamakan.or.jp